

令和6年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務委託に係る企画競争実施要領

1 対象業務

(1) 名称

令和6年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務

(2) 内容

詳細は、別添「令和6年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務仕様書」に示す。

(3) 履行期限

令和7年3月27日（木）

(4) 提案価格の上限

119,806,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、仕様書3業務内容に記載する各業務は事業1～3に対応しており、各事業につき下記のとおり上限を設ける。

仕様書3	(1)	(2)	(3)	上限額（税込）
事業1～3①	(1)	(2)	(3) ①	114,306,000円
事業3②			(3) ②	5,500,000円
計				119,806,000円

2 企画競争の実施

平均寿命・健康寿命の延伸、医療費適正化、市町村の効率的・効果的な保健事業等の観点から、本業務の分析項目や保健事業の実施に資する支援業務、研修開催業務の内容等について企画力等を確認し、最良な業務受託者を決定するために企画競争を実施する。

3 参加資格要件

本企画競争に係る参加資格については、単独又はグループによる提案とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、完全子会社及びグループ企業についても、それぞれ個別企業として取り扱うものとする。

(1) 単独提案の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- イ 4の参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、青森県から指名停止の措置を受けていないものであること。
- ウ 令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、電子計算組織に係るもの（業種U）又は調査及び研究に係るもの（業種Y）についてAの等級に格付けされた者であること。
- エ （2）のグループ提案の構成員でないこと。

(2) グループ提案の場合

- ア グループの全ての構成員が、（1）のア及びイを満たす者であり、かつ、グループ代表者が（1）のウを満たす者であること。
- イ グループ構成員が、他のグループの構成員でないこと。

※ 再委託について

- ア 本企画競争の結果、単独提案による提案者と契約することとなった場合、他のグループ構成員及び本企画競争に参加していない者に再委託することは、原則として認めない。
- イ 本企画競争の結果、グループ提案による提案者と契約することとなった場合の契約の相手方はグループ代表者とし、他のグループ構成員は、契約の日付をもってグループ代表者の再委託先とみなすとともに、青森県により再委託の承認を受けたものとみ

なす。また、グループ代表者が、グループ構成員以外の者に再委託することは、原則として認めない。

4 参加表明

本企画競争への参加を希望する者は、次により参加表明書（第1号様式）を1部提出すること。また、参加表明書を取下げる場合は、任意の様式により作成し、提出すること。

（1）参加表明書の提出

ア 提出期限 令和6年9月12日（木）午後5時 必着

イ 提出先 下記14の提出先・問合せ先

ウ 提出方法 電子メールにより提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、持参、郵送又はFAX送信による提出を認めるものとする。

（ア）メールアドレス

kokuhoshokai@pref.aomori.lg.jp

（イ）使用する件名

「保健・医療・介護の横断的データ分析等業務委託企画競争について（〇〇〇）」とし、「〇〇〇」には提案者名を記載すること。

（2）参加資格の確認の結果の通知

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限後に行い、その結果は、郵送により文書で通知する。

（3）参加できない者

参加表明書を提出しない者及び参加資格の確認の結果、参加資格がないと認められた者は、本企画競争に参加できない。

5 参加資格の無効

4より参加資格を有すると認められた者であっても、3に規定する要件を満たさなくなつた場合には、参加資格を無効とする。

また、次に掲げる場合には、その重大性、悪質性等を総合的に勘案し、参加資格を無効とすることができるものとする。

（1）提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合

（3）審査委員、青森県職員又は本企画競争の関係者に対して、本企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

（4）社会通念上、契約を締結することがふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

6 質問の受付等

（1）提出方法

質問については、次により提出すること。

ア 提出期限

令和6年9月12日（木）午後5時 必着

イ 提出先

下記14の提出先・問合せ先

ウ 提出方法

質問書（第2号様式）により、上記4（1）ウのとおり提出すること。

（2）回答

質問に対する回答は、当該質問者及び全ての本企画競争参加者に対して電子メールにより回答するとともに、青森県庁ホームページにも掲載する。

7 企画提案書の提出

参加表明書を提出し、本企画競争への参加資格が認められた者は、次のとおり企画提案書（第3号様式）を提出すること。

(1) 内容等

ア 内容

企画提案においては、仕様書（案）に基づき企画提案すること。

イ 作成方法

(ア) 書式及び製本方法

- ・ 製本方法は自由とするが、A4サイズとなることを基本とし、ページが容易に離散しないように綴じること。
- ・ 中央下にページ番号を付し、目次を入れること。

(イ) ページ数

- ・ 50頁を上限とする（パンフレット、カタログ等はページ数に含まない）。

(ウ) その他

- ・ 正本にのみ提案者及び代表者氏名を記載すること（グループ提案する場合は、その代表者について記載すること。）。
- ・ 業務実施体制及び経費積算書を添付すること。

ウ 提出部数

- ・ 正本1部、副本10部

(2) 提出方法

下記14の提出先・問合せ先への持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

(3) 提出期限

令和6年10月 8日（火）午後5時 必着

8 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が本企画競争に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 企画提案の審査

(1) 審査方法

青森県が設置する令和6年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務企画競争審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の内容についてヒアリングを実施し、審査基準表に基づき審査を実施する。

なお、当該ヒアリングの実施方法や期日等については、参加資格認定者に対して別途通知する。

(2) 提案者への質問

審査に当たって企画提案書に不明な点等があった場合、提案者に対して回答期限を定めて質問を行うことがある。なお、回答内容は審査に反映することとする。

(3) 選定結果の通知

審査委員会による選定の結果については、企画提案書の提出者に対して文書により通知する。

10 契約

(1) 審査委員会が最優秀の提案として選定した者（以下「契約候補者」という。）と企画提案書を参考に仕様等について協議を行い、協議が整った場合に、上記1(4)の金額の範囲内で契約を締結する。この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者と協議が整わなかった場合にあっては、次点の提案をした者として選定した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (2) 前金払は行わず、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (3) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第159条の規定に基づき、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金に代わる担保を提供させるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
- ア 保険会社との間に青森県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約予定者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他の契約条項
契約候補者又は次点の提案をした者として選定した者と協議の上、定める。

1.1 その他の留意事項

- (1) 本企画競争及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出される書類の作成及び提出並びに審査委員会への出席に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 著作者人格権は、行使しないこととする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。また、当該書類の内容は、原則として公開しないが、青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号)に基づく請求等により公開される場合がある。
- (5) 提出された書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (6) 本業務により発生した著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及びその他一切の権利は、成果品の引渡しのときに青森県に移転するものとする。ただし、青森県が内部資料として当該引渡し前に利用することは妨げられない。
- (7) 企画提案書等の記述が特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (8) 提出された書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (9) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、同等以上の技術者を充てることとし、青森県から事前の了解を得なければならない。

1.2 スケジュール予定

令和6年	8月29日(木)	企画競争に関する公告 (青森県庁ホームページ掲載により実施)
	9月12日(木)	参加表明書及び質問書提出締切
	9月19日(木)	質問書による質問に対する回答の青森県ホームページでの公表
	9月25日(水)	参加資格確認結果送付
	10月8日(火)	企画提案書受付締切
	10月10日(木)	審査委員会開催(企画提案書のヒアリングの実施)
	10月17日(木)	審査結果の送付

1.3 添付資料

令和6年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務委託仕様書(案)

1 4 提出先・問合せ先

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課国保・高齢者医療グループ（担当：佐々木）

〒030-8570

青森県青森市長島1丁目1－1 青森県庁北棟6階

電話：017-734-9225

FAX：017-734-8090

電子メール：kokuhoshokai@pref.aomori.lg.jp

（電子メール送信の際は、件名を「保健・医療・介護の横断的データ分析等業務委託企画競争について（〇〇〇）」とし、「〇〇〇」には提案者名を記載すること。）